

「(仮称) 宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」策定懇談会

第3回 議事録

2008年12月19日

委員

基本計画(素案)には、「配偶者からの暴力」と「DV」という2つの表記があるが、意図的に使い分けているのか。内閣府資料には「DV」という言葉は見られないようであるが。

事務局

法律やアンケート調査のように、固有名詞については「配偶者からの暴力」と表記し、タイトル名が長引くような場合は「DV」と略して表記している。言葉の定義については協議資料2の4頁の脚注にお示ししている。

委員

「DV」の方が、被害者の対象がより広義になると思っていた。

委員

確かに「DV」の方が被害者の対象を広く捉えた意味になると感じる。参考資料の「配偶者からの暴力」の「配偶者」には、配偶者だけに限定しているのか。男女間の暴力、例えば恋人間における暴力も含まれているのか。

事務局

協議資料2の4頁の「配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナー」にお示ししているとおり、「事実婚」や恋人間における暴力も含むと考えている。

会長

国の法律では「配偶者からの暴力」と示している。離婚し、かつて婚姻関係にあった加害者から暴力を受けた場合にも、法律の対象としている。国では、恋人間におけるDV被害者を対象にしたアンケート調査も実施している。法律上の縛りはないが、事実上、市町村などの相談窓口においては、恋人間の暴力相談も受け付けている。

委員

内閣府のアンケート調査では「男女間における暴力」として調査しているので、配偶者でなくてもよいのかなと思う。ただ、いずれにしても、「配偶者からの暴力」とは何か、「DV」とは何かを、もう少しわかりやすく明示しておく必要がある。用語の定義をきちんとして

あれば、どちらの言葉を使っても差し支えないと思う。

事務局

表記方法について、事務局でもう一度を検討していきたい。

会長

事務局には皆さんが分かりやすいように表記を工夫していただきたい。

委員

「過去2年間に暴力を受けたことのある女性の割合を減らす」という成果指標と「DV被害者の相談件数を増やす」という活動指標であるが、被害者を減らす一方で、目標値である相談件数が増えるのはやはり少し違和感があり、工夫する余地はないだろうか。

本計画の目標の1つに、被害者の救済を大きな柱にしている。最終目標は被害者を0%に近づけるのでよいが、最終目標の前段階として、救済したことが成果として出てくるような指標ができないか。例えば、「救済した人の割合を100%に近づける」などはどうか。

会長

これまで相談できなかつたような被害者が相談してくれるようになれば良いが。

事務局

アンケート調査によると、DV被害後、誰かに相談した人の割合は2割であり、3割が相談しようと思ったが相談しなかつた、2割が相談しようとも思わなかつたと回答している。できれば、相談したくても相談できなかつた被害者が、一人で悩むことなく公的機関などに相談できるようにしたいと考えている。また、今の話は不幸にもDV被害を受けてしまった方たちの話であるが、DV被害を受けないように、啓発活動にも十分に力を入れて生きたい。今後、相談窓口をさらに周知することで、潜在化していた被害者が表面化し、相談件数は増加するが、やがては減少に転じると考えている。当面の間は、潜在化していた被害者の掘り起こしの期間になると思う。

委員

「相談しようと思わなかつた人」の分もぜひ指標に考慮していただきたい。

委員

DV被害者を0%に近づけるということは、暴力がなくなるという意味か。

会長

暴力を根絶するという意味である。第2次男女共同参画行動計画でも同じ指標を使っている。

委員

どこかの事業に組み込まれているかもしれないが、学校教育など、小さい頃からDV防止の啓発を行ってもらいたい。

事務局

小中学校における学習は、義務教育・学習指導要領に基づいて行われているため、カリキュラムを変更することはなかなか難しい。しかしながら、若い頃からのDV防止啓発はとても重要であると考え、事業番号2「若者へのデートDV出前講座の実施」などにおいて、高校生・大学生などを対象に啓発事業を行っていききたい。

委員

県や市の相談機関において相談マニュアルをつくり、きちんとした相談にのっていただきたい。また、県と市が情報共有するなど、連携強化を図っていただきたい。

事務局

相談マニュアルについては、県も市も、内閣府男女共同参画推進局が発行している「配偶者からの暴力の手引き」を共通のマニュアルとして対応にあたっている。また、連携については、「DV関係機関ネットワーク会議」などにおいて、更なる情報共有や連携強化を図っていききたい。

委員

一時保護を延長して欲しい。また住民票のブロックを一年ごとに更新するのではなく、継続してブロックして欲しい。

事務局

一時保護については県の管轄となるため、コメントは差し控えたい。住民票の問題については、住民基本台帳法（ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援に関する住民基本台帳事務に係る事務処理要領，平成16年11月1日，告示第40号，第7条）の兼ね合いもあるため、ご意見として伺いたい。

委員

居場所の整備については、いつ頃から開始する予定なのか。また、市内各所で行うもの

なのか。

事務局

居場所については、男女共同参画推進センター2階に整備する予定であり、来年6月頃から事業を開始できるよう、予算要求をしているところである。

委員

男女共同参画推進センターは、将棋を行う方など男性の出入りも多く、被害者の安全が守られているか不安であり、行く被害者も少ないのではないか。

事務局

一時保護後、危険度の低い被害者に参加していただく予定である。

委員

計画の「仮称」はいつ頃とれるのか。

事務局

平成21年3月末に庁議にかけられ、庁内の合意を得られれば「仮称」がとれる予定である。

委員

アンケート調査を行い、被害者の実態・ニーズを踏まえ、新規事業も展開していくことから、この計画は素晴らしいものになると思う。ただ、この不況のなかで、予算措置は大丈夫か心配である。

事務局

財政状況は極めて厳しいが、事業の重点化・優先化をはかることで、予算を確保していきたい。

委員

日頃、人権に関する支援業務に携わっているが、事業番号23の「共通相談シートを活用した同行支援」のようなものがあればとても便利になると思う。共通相談シートの作成にお骨折りいただきたい。

会長

「共通相談シート」については、実際に使用が始まったときに、その使い勝手について

の具体的な要望が出てくると思う。関係各課の意見を踏まえながら「共通相談シート」を作成していただきたい。

委員

基本計画を立てるときに、1歩でも2歩でも前進するためには指標が必要であると思う。このように具体的な指標を計画に盛り込んでいただけることはありがたい。

ところで、学校現場や医療現場において、DVの理解や情報がなく、困惑していると伺っている。例えば、ある日突然、児童とその母親がいなくなってしまった。しばらくして父親が学校に妻子を探しに来た。そのとき学校ではどのような対応をしたらよいのか分からない。クラスメートたちにもどのような説明をしたらよいのか分からない。学籍をいつ抹消したらよいのか分からないなど。学校現場の意見としては、DV防止法や被害者保護について何の説明もないままに、強引に教育委員会などが対応しているといった意見があった。学校現場などにおいて、DV被害とその対応について理解してもらうことが大切であり、また、関係部署を調整するような機関が必要であると考えている。ワンストップ化ではないが、どこかの機関がマネジメントできないものか。県などでマニュアルを作成したらよいのか。

事務局

事業番号 26「就学における支援と配慮」③「学校における被害者の子どもへの配慮」が関係すると考える。

現在、宇都宮市においては、学校管理課が転校先などと調整する役割を果たしている。学校現場において、担当教員が加害者から転校先について問い詰められたときなど、知っていることを知らないと言い通すことはなかなか難しいと思う。そこで、必要最低限のみの情報を学校に提供し、あとの各校との調整手続は学校管理課が行っている。

委員

今の部署に異動し、3年間ほどDV被害者の支援に携わっている。せつかく夫を逮捕し、加害者から離しても、被害者の意思で加害者のもとに戻ってしまう事例をたくさん見てきた。被害者は自分の意見をしっかりとと言えないような思考停止状況に陥っている。そのような方たちを何とか自立させてあげることができないかと思う。経済的にも精神的に自立してもらいたい。どのようにしたらこのような被害者を助けることができるのか。生活福祉課や障がい福祉課など関係部署・関係機関と連携して対応できるものかどうか。成年後見人などを市の施策でできないものか。

委員

どこかで調整機関が必要であると思う。DV被害者を支援していると、公的機関の相談窓

口でこのような対応をされた、不公平な扱いをされた、という苦情を受けることがある。公的機関の窓口において、個人で交渉することが難しくなってしまった場合に、被害者の相談にのってもらい、関係機関と調整を図ってくれるような機関ができないだろうか。

事務局

市役所窓口での対応については、「共通相談シートを活用した同行支援」の中で、配偶者暴力相談支援センター職員などが各窓口に行き支援することで、被害者の立場にたった支援ができると考えている。

また、市役所窓口における苦情処理については、現在、配偶者暴力相談支援センターが対応している。男女共同参画審議会においても、男女共同参画に関する広い内容での苦情を受けることがあるが、どのような組織をイメージしているのか。

委員

医療機関の現場などでも、DVに関する適切な対応を知らないことが多い。まず被害者の適切な対応方法などについて知ってもらうことが大切であると思う。

委員

県婦人相談所や警察、市女性相談所などと調整を図れるような機関、ダイレクトに被害者がその対応について苦情を申し立てる機関があればよいと思う。県婦人相談所には、被害者が2次被害を受けたときには、所管の長にこのような相談をしても良いという張り紙があったかと思う。男女共同参画審議会とは少しイメージしているものが異なる。

会長

確かに、相談窓口の対応に困ってしまった場合、どこに相談したらよいか分からないということがあられると思う。

委員

その機関は単に公的機関の苦情を申し立てるだけではなく、民間シェルターを守るためでもある。被害者には思い込みの方もいらっしゃる。支援者としてはここまでしかできない、それはやむを得ないのですよと説明してくれるような機関があればと思う。他の基本計画でも盛り込まれつつあると思う。

会長

苦情処理機関は各自治体に設けられているが、実際の苦情申立件数は極めて少ない。しかし、実際に申立があった場合には、男女共同参画社会の形成を阻害する行為であるので、取り上げられることになると思う。

事務局

市男女共同参各推進条例においても、苦情処理については関係機関と連携して適切な対応に努めるとある。

DVに関しては、現在、市役所関係窓口への苦情であれば配偶者暴力相談支援センターが調整・対応しているが、広報広聴課にも市民相談窓口があり、そこへ相談することもできる。

市役所以外の公的機関、例えば、警察や婦人相談所の対応について問題があった場合、市が調整や指導を行うことはなかなか難しい。「DV 関係機関ネットワーク会議」などで議題として取り上げ、その後の対応について協議することは可能と考える。

委員

私は、栃木県の介護部門の苦情処理委員会の委員をしているが、様々な施策事業において苦情申立てを受けるような機関はあると思う。

委員

56 頁、事業番号 31「関係機関等との情報共有・連携強化」に「取組課題の解決を図る」とあるように、具体的な事例がでてきた場合にはこの「DV 対策関係機関ネットワーク会議」で対応することになると思う。それぞれの関係機関で被害者から受けた苦情や問題点をこの会議に持ち寄って協議するのがよいのではないだろうか。具体的な事例がでてきたときにそのような問題を議論しないと、なかなか難しいのではないか。

会長

この「DV 対策関係機関ネットワーク会議」は官民が協働になって、専門的立場の方たちが集まってその後の対応を協議する会議でもある。基本計画をつくることによって、この会議の機能を更に強化させることになるかと思う。

委員

苦情処理の機関については、他の自治体についても調査・整理してから、後日、提案していきたい。